

第二種特定鳥獣（ツキノワグマ）管理計画の概要

1. 計画策定の背景及び目的

○西中国山地におけるツキノワグマ

- ・環境省レッドデータブック：絶滅の恐れのある地域個体群
- ・広島県、山口県及び島根県の3県共同指針による保護管理対策の推進
- ・農耕地や人家周辺の出没により人との軋轢が増加

○生息推定数と生息域（島根県、広島県及び山口県での生息状況）

- ・令和2年度調査 分布域：恒常的生息域は約8,200k m²
推定生息数：767頭～1,946頭(中央値1,307頭)

○計画策定の目的

人身被害を防止、農林作物及び家畜等の被害の軽減と、地域個体群の安定的な存続の両立を目指す

2. 計画の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

3. 特定鳥獣の管理が行われる区域

島根県全域

(隠岐地域、国指定鳥獣保護区を除く)

4. 特定鳥獣の管理の目標

○将来にわたり西中国地域個体群が安定的に存続できる水準を維持する

○分布域管理、出没抑制及び被害防止対策による被害軽減、錯誤捕獲防止の強化

【個体群管理】

西中国山地の脊梁部を中心に安定的に存続させ、現状の分布域を拡大させない
排除地域を拡大するなど被害防止を目的とした捕獲を強化

【被害防止対策】

適切な被害防除対策を推進し、人身被害を防止するとともに農林作物家畜等の被害を軽減

人里の誘引物の除去（特にカキなどの果樹）

【生息地の保護及び整備】

奥山でのクマにとっての良好な生息環境の維持・回復に努める

【普及啓発】

クマの生態・被害防止方法、被害防止対策技術及び錯誤捕獲防止の重要性と防止技術の浸透を図る

5. 特定鳥獣の個体群管理に関する事項

人とツキノワグマのすみ分け対策の強化

① ゾーニング管理：3つのゾーンに区分し、それぞれの管理方針のもと対策を実施
(保護地域・緩衝地帯・排除地域)

② 除去頭数の単年度上限目安値（3県総計）：年間135頭

③ 人の生活圏へのツキノワグマの侵入を抑制するための環境整備を進める

6. その他特定鳥獣管理のために必要な事項

○「生息状況」、「生息環境」、「捕獲状況」、「被害状況」、「住民の意識」、

「管理活動の評価」についてモニタリングを実施し、計画の評価・検討を継続的に行う

○ 地域ぐるみの放棄果樹（カキの木）の除去によるクマの誘引防止対策を実施

第二種特定鳥獣（イノシシ）管理計画の概要

1. 計画策定の背景

イノシシによる農林作物被害額は、ほぼ横ばいで推移しているものの依然として高水準にあり、中山間地域における営農意欲の減退につながる深刻な状況

2. 計画の期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

3. 特定鳥獣の管理が行われる区域

隠岐地域を除く県内15市町の区域（国指定鳥獣保護区を除く）

4. 特定鳥獣の管理の目標

○現状：イノシシの生息区域は、ほぼ島根県全域に分布域が拡大

- ・ R1 末推定生息頭数 23,602～57,036 頭（中央値 33,885 頭）
- ・ 〃 年間増加頭数 2,721～15,614 頭（中央値 10,802 頭）
- ・ 捕獲数は平成24年度以降、年間1万5千～1万7千頭を捕獲
- ・ 被害額は近年4～7千万円で推移、令和2年は6千9百万円

○管理の目標

- ・ 「被害防除対策」、「捕獲対策」及び「生息環境対策」の組み合わせによる「地域ぐるみの鳥獣対策」を推進し農作物被害を軽減

○目標を達成させるための施策の基本的な考え方

- ・ 被害防除対策：防護柵の維持管理も踏まえた効果的な設置
- ・ 捕獲対策：被害防止の捕獲と狩猟の効果的な組み合わせに加え、農業者等の捕獲参加を促進
- ・ 生息環境対策：人の生活圏にイノシシが生息・出没しにくい環境づくりを推進
- ・ 地域ぐるみの鳥獣被害対策：集落や営農法人などのまとまりによる取り組みを推進
- ・ 捕獲の担い手確保対策：狩猟免許試験事前講習会実施会場の細分化、狩猟免許試験の土日開催、必要に応じて秋期免許試験の追加開催の継続実施

5. 特定鳥獣の捕獲等に関する事項

○捕獲計画：【目標捕獲頭数（被害防止の捕獲）】12,000 頭/年

狩猟による捕獲については5,000 頭/年を想定

被害防止の捕獲と狩猟で、年間増加頭数を上回る捕獲を実施し個体数の減少を図る

○狩猟によるくくりわなの輪の直径の制限を12cm以下から15cm以下に変更

○猟期の延長：11月1日から2月末日まで（通常11月15日から2月15日まで）

○捕獲数の管理：被害防止の捕獲を把握、狩猟者からの出猟カレンダー等の管理

6. その他特定鳥獣の管理のために必要な事項

○被害防除対策：効果的な侵入防止柵設置と維持管理、捕獲、誘引物除去の組み合わせによる地域ぐるみの対策を推進

○捕獲された獣肉等の利活用推進

○モニタリング等の調査研究

○計画の実施体制：島根県東部・西部地区鳥獣被害防止対策広域連携協議会により、情報共有・連携を図る。

○錯誤捕獲防止対策の推進

第二種特定鳥獣（ニホンジカ）管理計画の概要

1. 計画策定の背景

隠岐地域を除く県内全域に生息していたが、狩猟等により減少し出雲北山山地でのみ集団で生息。近年は、湖北地域、中国山地での被害・目撃情報が増加

2. 計画の期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

3. 特定鳥獣の管理が行われる区域

- ・県内一円（ただし、隠岐地域及び国指定鳥獣保護区を除く）
対象地域区分：出雲北山山地、湖北地域、中国山地地域

4. 特定鳥獣の管理の目標

○生息推定数及び捕獲頭数

- ・出雲北山地域
R2 年末 359～1,339 頭（中央値 703 頭） 近年の捕獲実績は 300～500 頭
- ・湖北地域
R2 年末 421～1,296 頭（中央値 701 頭） 近年の捕獲実績は 500～800 頭
- ・中国山地地域
R2 年末 1,239～8,490 頭（中央値 2,990 頭） 全域で生息情報がある
捕獲数も増加傾向（R2 年 489 頭）

○管理の目標：

- ・個体数の低減と被害防止対策の強化
- ・森林生態系の保全
- ・個体数管理の実施（出雲北山地域）

○目標を達成するための施策の基本的な考え方

- 【出雲北山地域】：目標頭数 180 頭を目指して対策を継続
- 【湖北地域・中国山地地域】：被害防止の捕獲と狩猟による捕獲圧の強化
・生息状況調査による捕獲の効果検証

5. 特定鳥獣の捕獲等に関する事項

○捕獲の計画【狩猟】湖北地域・中国山地地域での捕獲圧の強化

- 【許可捕獲】「出雲北山地域」：個体数の調整捕獲
「湖北地域・中国山地地域」：被害防止の捕獲

○狩猟によるくくりわなの輪の直径の制限を 12cm 以下から 15cm 以下に変更

○猟期の延長：11 月 1 日から 2 月末日まで（通常 11 月 15 日から 2 月 15 日まで）

○指定管理鳥獣捕獲等事業を実施

6. その他特定鳥獣の管理のために必要な事項

○被害防除対策【出雲北山地域】：農作物や造林木への被害対策を継続

【湖北地域】：農作物や造林木への被害対策を継続

【中国山地地域】：シカ対策を実施する組織体制の強化

○モニタリング等の調査研究

○計画の実施体制

【出雲北山地域】：シカ被害対策協議会を推進母体に、地域協議会及び出雲市有害鳥獣被害対策協議会と連携を図る。

【湖北山地・中国山地地域】：関係市町や関係団体等と連携。中国山地については、県境を越えた隣接市町間の連携を図る。

○捕獲された獣肉等の利活用推進

○防除技術、捕獲技術等の普及

○錯誤捕獲防止対策の推進